

東大阪市自立支援協議会 議事録

【日時】 令和元年5月16日（木） 15時から17時まで

【場所】 レピラ 5階 大会議室

【出席者】

（協議会委員）

新崎委員（会長）・湯村委員・和泉委員・宮田委員・中西委員・由井委員・石田委員・勝山委員・渡邊委員・坂本委員・西川委員・地村委員・坂田委員・東野委員・長谷川委員・坂東委員・今井委員・立花委員・河内委員・高橋委員・平田委員・島岡委員・岩本委員

（オブザーバー）

徳丸委員

（事務局）

乾（くらし部会長）・坂本（権利擁護部会長）・菊地（子どもすこやか部）・山本（健康づくり課）・鷺ノ森（母子保健・感染症課）・和田（福祉企画課）・寺岡・森・池田・手嶋・金崎（障害者支援室）・山崎（自立支援協議会事務局長）・児玉・安淵・高島・北・天日・飯田・田邊・籠田・山本・池上（基幹相談支援センター）

【次第】

- 1 運営委員会からの報告 . . . (資料3)
- 2 委託相談支援センターからの報告 . . . (資料3)
- 3 ケア連絡会・当事者中心の会・各部会からの報告 . . . (資料3)
- 4 その他

【資料】

- 1 東大阪市自立支援協議会運営規約及び自立支援協議会関係法令 . . . (資料1)
- 2 東大阪市自立支援協議会 組織関係図 . . . (資料2)
- 3 東大阪市自立支援協議会全体会 資料集 . . . (資料3)

(司会)

定刻となりましたので、ただいまから、令和元年度第1回東大阪市自立支援協議会を開催させていただきます。

委員の皆様方にはご多忙な中、ご出席いただき、誠にありがとうございます。

本日、司会を担当させていただきます、障害者支援室障害施策推進課の森でございます。よろしくお願いいたします。

なお、本市におきましては、5月以降、地球温暖化防止対策の取り組みとして、クールビズを推奨しており、本日はノーネクタイでの出席となっておりますのでご了承ください。

はじめに、欠席委員のお知らせをいたします。

小林委員、高橋委員、西村委員、赤木委員から欠席のご連絡をいただいております。なお、河内の方が来ておりませんが、欠席とは聞いておりませんので、遅参で来ると考えております。

それでは、会議の開催にあたりまして、立花副市長よりご挨拶を申し上げます。

<副市長 あいさつ>

皆様、こんにちは。今日は本当にお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。令和元年度はじめての自立支援協議会ということで、本来なら本日市長が来て日ごろのお礼を言いながら皆様の前で挨拶すべきことですが、あいにく公務と重なりましたので、市長の方からメッセージを預かっておりますので、代読をさせていただきます。

『令和元年度東大阪市自立支援協議会の開催にあたりご挨拶を申し上げます。』

平素より本市の障害者福祉施策の推進に多大なるご支援、ご協力を賜り心より御礼申し上げます。本市で自立支援協議会が設置されてから今年で12年が経過しました。この間、国による制度の改正や障害者差別解消法の制定など障害者の皆様をとりまく環境も大きく変化してきております。また、一昨年度、市内の障害児者支援を担う中核施設として、市立障害児者支援センターレピラを開設するとともに、相談支援ネットワークの拠点として市内7か所に委託相談支援センターを設置し、今年度は新たに制定されました「手話言語推進条例」に係る施策の推

進や障害福祉計画に基づく地域生活支援拠点の整備を進めるにあたり、様々な市内関係機関との連携協力が不可欠であると考えております。本協議会では各機関の代表者がお互いの顔を知り合うところから始まり、情報共有や検討を重ね、また課題に応じた部会や分科会等を設置し、活発に議論していただいているところです。本日、委嘱させていただきます委員の皆様には、本市で生活をされる障害児者の皆様が地域で自立して生き生きと自分らしく暮らせるよう障害者福祉施策の充実に向け、様々な事柄のご意見を頂戴し、本協議会の発展に一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。結びに、委員の皆様のご健勝ご多幸を祈念致しまして、日ごろの御礼と開会の挨拶とさせていただきます。

令和元年5月16日 東大阪市長 野田義和 』

本日はよろしくようお願い申し上げます。ありがとうございました。

(司会)

続きまして、自立支援協議会委員の委嘱状をお渡しさせていただきます。東大阪市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則に委員の任期は2年となっております。本年度は新たに委嘱させていただくことになっております。それでは、本日は副市長が代理で委嘱状の交付を行ないます。委員の皆様のお席を回らせていただきますので、よろしくお願い致します。

また、本市職員の任命辞令については、机上に置かせて頂いておりますので、ご確認ください。

<副市長委嘱状交付>

(司会)

<配布資料の確認>

会議に先立ちまして、配布資料の確認をさせていただきます。

あらかじめお送りしております資料として、

本日の会議の次第

資料1 東大阪市自立支援協議会運営規約と関係法令の抜粋資料

資料2 平成31年度自立支援協議会組織関係図

資料3 自立支援協議会全体会資料集 になります。

チラシで「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの更新にむけて」も置かせていただいています。

それ他に、委員名簿、配席表をお配りしております。不足等ございましたら挙手にてお知らせください。

(司会)

続きまして、恐れ入りますが各委員の皆様に自己紹介をお願いしたいと思います。日頃の業務についてなど、何かお一言でもご紹介を頂ければと思います。それでは、新崎委員から順番に、(反)時計回りでお願いいたします。

—各委員自己紹介—

(新崎委員) 大阪教育大学の新崎と申します。

(湯村委員) 相談支援センター マーレの湯村と申します。

(和泉委員) 社会福祉法人 草の根共生会の和泉と申します。こちらの方には東大阪市指定障害福祉サービス等事業所連絡会の代表として来ております。

(宮田委員) 東大阪市の障害児者福祉施設連絡会の方から参っております宮田と申します。所属は、社会福祉法人若草会でございます。

(中西委員) 東大阪市障害児通所支援事業所連絡会の代表をしております中西と申します。

(由井委員) 高齢介護施設会の代表として来させていただいています社会福祉法人 由寿会の由井と申します。よろしく願いいたします。

(石田委員) つむぎ福祉会の石田と申します。ひきこもり、不登校、ニートとい

うところで子ども、若者に関する支援をやっておりまして、中河内若者サポートステーションの代表として来させていただいております。

(渡邊委員) ハローワーク布施で業務部長をさせて頂いております渡邊と申します。

(勝山委員) 今日のこの会場になっております東大阪市立障害児者支援センターレピラのセンター長をやっております勝山と申します。よろしくお願いいたします。

(徳丸委員) こちらの会議にはオブザーバーとして参加させていただいております、東大阪子ども家庭センターの育成支援課の徳丸と申します。

(坂本委員) 公募委員として出させていただきました東大阪市手をつなぐ育成会の坂本です。

(地村委員) 公募委員の地村貴士と申します。所属はNPO法人ぱあととなあ というところで、日頃は相談支援や日中活動の場を運営させていただいております。

(西川委員) 公募委員として出席させていただきます西川香里と申します。

(長谷川委員) 大阪府立玉川高等支援学校の校長の長谷川でございます。

(東野委員) 大阪府立八尾支援学校校長の東野と申します。

(坂田委員) 大阪府立東大阪支援学校校長の坂田でございます。

(今井委員) 社会福祉事業団の常務理事をさせて頂いております今井と申します。

(坂東委員) 社会福祉法人 東大阪市社会福祉協議会の事務局長をさせていただいております坂東と申します。

(高橋委員) 東大阪市福祉部の高橋と申します。

(平田委員) 子どもすこやか部の平田と申します。

(島岡委員) 健康部の島岡と申します。

(岩本委員) 東大阪市の教育委員会の学校教育部岩本でございます。

(立花委員) 東大阪市副市長の立花でございます。いつもありがとうございます。

(司会)

ありがとうございました。それでは次第にそって進めさせていただきます。まず次第の1番からになります。東大阪市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の規定に基づき、協議会の会長は委員の互選により定めることになっておりますが、事務局としましては、前年度より会長を務めていただいております大阪教育大学新崎委員に引き続いて、会長をお願いしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

(司会)

異議なし、との御発声を頂きましたが、いかがでしょうか。ご承認いただける場合は拍手をお願いしたいと思います。

(拍手)

(司会)

ありがとうございます。それでは新崎会長、会長席に移動をお願いいたします。それでは新崎会長にご挨拶をいただきまして、以後の進行をお願いしたいと思います。

(新崎会長 挨拶)

御指名ありがとうございます。会長としてご挨拶させていただきます。本当に皆さんお忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。今、自己紹介を聞かせていただいている、東大阪市の障害者福祉の推進にむけて本当にご尽力いただいている代表の方ばかりだと思います。協議会では、この全体会と2か月に1回運営委員会行っています。この全体会としては、それぞれの代表の方からお話いただきながら、ひとつひとつの施策の細かいことについて議論を深める時間というのはなかなか難しいと思います。そういう意味で大きな方向性、ミッションを考えていくのがこの全体会であるとするならば、それを具現化していく、ビジョンに変えていくのが運営委員会というような形で位置付けたいなという風に考えております。そういう風に今回はそれぞれの各連絡会や部会の報告はできるだけコンパクトにさせていただき、皆さんのご意見をいただく時間を長くとりたいと思う次第です。

(新崎会長)

まず会長就任の最初の仕事が副会長の選出でございます、私のほうで今井委員と、立花委員のお二人を指名させていただいてもよろしいでしょうか？

(異議なし)

異議なしということですので、副会長は、今井委員と立花委員にお願いします。どうぞよろしくお願いします。

それでは、次第の2番に移りまして、運営委員会からの報告をお願いします。

(運営委員会報告 基幹相談支援センター 山崎所長)

それでは、事務局より、平成30年度の運営委員会の報告をさせていただきます。運営委員会は、資料1にありますように協議会運営規約の第6条に規定されておるとおり、ケア連絡会等で抽出された地域課題について協議するため2ヶ月に1回偶数月に開催し、運営規約別表2にあります地域の関係機関等の実務担当者に

よって課題解決に向けた協議を行っております。協議会内の組織体制については資料2の組織関係図をご参照ください。

平成30年度は、年度当初に確認した20項目余りの重点課題について、優先順位をつけ、P1の下段の表に記しております9項目を中心に取組みさせていただきました。2ヶ月に1回の運営委員会では十分に議論を深められないものも多く、協議会内の専門部会や、既存の各種協議体、必要に応じて新たな協議の場を設置しながら協議を進めていき、その進捗について運営委員会で確認するとともに、意見交換し、課題解決に向けた議論を深めました。どの課題についても、単年度で解決するものではなく、今年度以降も継続的に検討をしていかなければならないものが多い状況ではありますが、障害者支援室障害福祉認定給付課との協働のもと、「障害福祉サービス支給決定ガイドライン」を作成できたことは大きな成果の一つでありました。また、3月16日には日ごろの協議会の活動状況を地域の方々にも発信するため、「意見交換会」を開催しました。

皆様ご承知の通り、近年、障害児者を取り巻く状況は目まぐるしく変化しており、それに伴い、地域課題についても多様化、複雑化し、障害福祉分野のみでは解決が困難な状況になってきております。

児童や高齢等の福祉分野のみならず、医療、保健、教育、労働それぞれの各分野と具体的な連携を強化しつつ、東大阪市が障害児者やその家族にとって生活しやすい地域になることを目指して、今年度も協議を重ねてまいりたいと考えておりますので、本日はご参加の皆様方からの忌憚のないご意見やご助言をよろしくお願いいたします。以上、運営委員会からの報告を終わります。

(新崎会長)

ありがとうございます。運営委員会の報告の中で、様々な地域課題が検討されていることが分かりましたが、引き続きまして、次第の3番、各連絡会からの報告をお願いしたいと思います。尚、運営委員会からの報告も含めまして、内容に関する質疑につきましては、各連絡会報告が終わってから、まとめて行いますのでよろしく申し上げます。

(湯村委員)

平成30年度の委託相談支援センターの主な支援内容ということでご報告させていただきます。委託相談は平成29年10月に再編がなされましたので、丸々1年分の初めてのご報告ということで分量が多い形となっているんですけども、細かいところはまたお目通しいただければと思います。

まず福祉サービスの利用調整、項目をざっくりと分けさせていただいて、分けきれないものもあるんですけども、見にくくて申し訳ないんですが、これは隣のページの重度訪問介護の調整も併せてご覧いただければと思います。前年度にもご報告させていただいたように、サービス等利用計画の進捗は40%程度ほどで留まっている状況というのは相変わらずですし、サービス先も先ほどから出ていますが、資源不足というところで、重度訪問介護も事業所自体は221箇所という箇所数あるんですけども、実際に行っているのは半分以下ではなかろうかと。事業は行っているけども今はヘルパーさんがおられなくて対応ができません、新規は受けられませんというようなところが多いので、電話をかけまくるしかないという、なかなかみつからないというような状況は継続しておりますし、どんどん厳しい状況になってきているかなというところなんです。重度訪問介護とショートステイ、緊急時のショートステイ、休日なんかのガイドヘルパー、この3つはずっと不足している状況は相変わらずというところなんです。緊急時の体制につきましては、人口は減っているんですけども、高齢化されてきて必要性というのはすごく増えてきているところで、やっぱり見つからないと本当に命に関わるというか、生活が成り立たないというところになりますので、受け皿の確保だったり、緊急の体制の整理というところが喫緊の課題ということを確認しておきたいと思います。それに関連しましては地域生活支援拠点の整備というのが来年度中ということになっておりますので、今後も地域生活支援拠点のプロジェクト会議で一つの柱として協議されていくところかなと思っております。今年こそは前進できればいいのかなと。

あと個人的には去年度の報酬改定ですね、介護保険との共生型のサービスというのが、制度としては可能ですが、それがなかなか進んでいない状況がありますので、そういったところが制度を活用していければというふうに思っております。

あと地域生活支援拠点に絡みまして、ちょっと委託の相談から外れるんですけど、今日、カラー刷りで配布させていただいたご案内が、精神障害に対応した地域包括ケアシステムの構築に向けてという勉強会のご案内になっております。こちら各

市でシステムを構築するようというふうに計画でも示されているわけなんですけども、それをどのように進めていけばいいかとちょっと勉強会、これは精神の支援センターの連絡協議会というのが大阪府の中にありまして、その中で精神医療保健研究センターの方からお招きして勉強会をさせていただくので、関係機関の方、行政の方も含めてぜひご参加していただけたらと思います。

続きまして、委託相談の報告に戻るんですけども、転入出、入退院、入出所という項目で、これも一定、コンスタントにご相談があります。先ほども自己紹介の中で医療観察法の8年間入院していた方が当該地域に退院してこられるという話をしましたが、もう決まった形でスタートすることが多いです。スタートが決まっております、一件一件まあまあボリュームがあつて、そこで委託相談が頑張っておられる、対応しているので、プライバシーの配慮が必要な事象かなと思っております。それが本来、委託相談の役どころなんですけども、生活が大きく変わった、大きい変化に伴う一定期間の調整というところかというと、これも制度的にもですね、去年度創設されております自立生活援助事業というのが対応できる案件なんですけども、この自立生活援助事業というところも行っているのは市内で2事業所のみというところで、なかなか制度が活用されていない。先の介護保険の共生型のショートステイと同じく、制度はあるものの活用しきれないというところなので、進んでいけばいいのになと思っております。

続きまして3ページの家計経済というところなんですけども、ここもずっと続いていますが、社協の日常生活自立支援事業の待機問題というのはあいかわらず継続している。そこが待てないというところで、本来そうではないですけども、後見制度の活用というふうな形の後見活用も行われていると思います。障害年金の申請のお手伝いなんですけども、例えば、生活保護の方が年金申請、他法優先なので、するように言われるんですけども、すると金銭管理が非常に複雑になりまして、年金が2か月に1回ですので、本人としては何のメリットもない、デメリットしかない、難しくなるという点で。その中での年金申請というところを援助すべきなのかどうかといつも迷いながらさせていただいております。あと、社協の日常生活自立支援事業の待機問題についても保護費ですね、生活保護費の方が多いので、生活保護費から家賃が自動的に振り込まれる形だったりとか、生活費の一週間手渡しとかそういうシステムができればいいのになとずっと夢想しているようなところなんです。

すけども、保護費の渡し方の工夫だけでも随分と生活が安定する方がおられるのかなと思っております。

次の項目としては、医療・教育・就労等というところで、これもざっくりとした項目なんですけども、市内の医療機関であればある程度医療機関のMSWが動いてくれるんですけど、遠方の病院に入院されて、生活環境を整えないといけないという時に、我々が遠方の病院に1日ばかりで行くことも多々ございます。教育の方では改めて書いてみると具体的な相談内容の中で不登校が非常に多いというところ、改めて出させていただいて感覚としていうよりかは実際に多いなと思います。支援学校籍という方もあるんですけども、障害を持ちながら地域の小学校に通われているお子さんとか、障害が疑われるお子さんとか、障害を持つ親の子の障害認定のないお子さんとか、色々な状況があると思います。その不登校に関しては、まず先生方、子家セン、家児相とか取り組んでなさるところかなと思うんですけども、なかなか連携が足りないのかなと。障害側からすると、学校だったり、子どもにまつわる資源が活用しきれていないのかもと思いますし、なかなか個人情報のからみで連携がとりにくいとかあったりするのかなと思いますので、さらに連携を深めていけたらいいなと思います。就労の方はですね、発達障害の方が多いなという印象というか、これもやっぱり並べてみると本当に多いなというところなんです。就労継続A型の利用の相談も一定数ある状況です。

続きまして、成年後見と虐待、権利擁護というところで、虐待に絡んで成年後見の申請であったりとか、8050問題、いわゆる高齢の親と障害の成人の方という中で成年後見、虐待ではないけども厳しい状況の中で相談がスタートするということが多々ございます。これも一定数、毎日のようにではないですけども、一からの相談というところで。なかなか今まで障害手帳をもちながら家で何のサービスを使わずに来られた方もおられれば、見るからに障害という状態ではあるんですけども手帳も何も診断も持たれていない方、今まで何とかなってきたので別にいいですとご本人だったり、ご家族だったり支援を拒否されるケースであったりとか、障害ではないとか受容のところを一緒にすすめていく必要があったりとか、なかなかこれもちょっと時間がかかると言いますか、言ってすぐに終わる相談ではないところが多いかなと思います。虐待の方ではですね、やはり搾取をされていたりしてもご自身にそういう自覚がないというところがありまして、本人が相談をあまり必要と感

じていないけども被害が起こっている状況ということがありますので、そこを本人さんにリスクの状況、ハイリスクである状況を理解していただくというところに苦勞しながらしていただいていると思います。虐待をしてしまっている状況というのもありまして、児童虐待であったり、高齢者虐待、加害者側として加害をしないよという関わりも同じくらいの数と言いますか、ちょっと比率を出せてはいないですけども、今も紙に出している報告では加害者支援の方も2ケースほどという形ですけど、割合はもう少し多いかなと思います。

あと触法ですね、窃盗を繰り返すであったりとか。障害があってもそこをどう支援していったらいいか、非常に苦慮しながら生活の支援、障害があるないにかかわらずにはいけないことなんだということを教育的にやっていたり、寄り添っていくというところで。ただ、なんともしようがない部分もありまして、紛糾しながら対応しているところですよ。

その他として分けきれていないようなところになるんですけども、高齢の方で介護保険との絡みの相談がありました。地域包括であったり、ケアマネが障害がわからないということで問い合わせがあったり、一緒に手分けさせて、面談させていただくことがあるんですけども、これもどんどん高齢化されていくので、高齢分野の方々にも障害の対応というのをちょっとずつスキルアップして対応していただけるようになったらいいのにと考えております。

そして、サービス調整以外の相談、その他の相談というところが委託相談で分類しきれない相談が多いかなと考えております。委託に相談があるということは、一定、サービス・資源不足というところを言っていたんですけども、一定ある資源がありますので、すんなりサービスを使っていただけの方はそれはそれでよくって、すんなりサービス利用にならないので委託に相談があるということなので、委託にあるということは何かしら家族の皆さん障害であるとか、診断や受容の段階であったりとか、周囲はサービス利用を勧める、けども本人は乗り気でないであったりとか、サービス利用ってとこで問題解決しないであったりとか、複雑なケースです。一定、委託相談が対応させて頂いてはいるんですけども、困り感はあるって援助を求められるんですけども、診断がないと、障害者でないと、そういうところでどう関わっていくのか、関わって行けるのか、関わっていくべきなのか。逆に先ほどあったリスク教育だったりとか、被害者、消費者被害、出会い系で危なっかしい

ことになっている、怪しげな宗教に傾倒してしまっている。その状況で何とか止めてあげたいけどなんとも止められないという。後で事件、事故に巻き込まれるとか、精神障害を併発されるとか、自己破産になったりとか、そうってからだとどこも対応ができない。こちらとしてはなる前に対応してあげたいと思うんですけど、なかなかそうってからでないとできないというところで、何とかそういう予防的な関わり、生きづらさへの支援、自己への理解とか、障害福祉の範疇なのかということはあるんですけども、そういったよろず相談、CSWが対応してくれているんですけども、そういった体制の強化、委託相談がすべて対応できればいいんですけども、なかなか本来の相談で手一杯という状況ですので、予防的な関わりについてはまた別のシステムがあればいいのかなというふうに感じています。相談内容からのご報告はそういったところで、連絡会の方針としては、これまで通りではあるんですけども、地域の障害児者の相談支援窓口として、色々な専門性の高い機関との連携をさせていただいて、各地区でネットワーク体制の構築と強化、サービス等利用計画の資質の向上、なかなか数が上がっていかないということで、せめて資質の向上というところで、毎月連絡会をさせていただいて相談内容を報告し合っています。それから9ページからが各リージョンのセンターの報告内容、件数と障害種別の割合、世帯の割合、年代、というところで項目で出させていただいています。ちょっと訂正がありますのが、各ページの左上の委託相談配置基準というところで、例えばよりそいが2名、あいんが2名、わくわくが2名、わくわくの2名のうち、2.8名は実質は基準の2名配置ではなく、2.8名で対応しているということになります。ぱあとなあは3.5名も配置基準は2.5名となります。実質は3.5名、他の事業の兼務の相談員ということで、常勤換算すると3.5名くらいかなと。実質配置ということになります。各リージョンで人口の傾斜がありますので、マーレとぱあとなあは配置基準が2.5名、実質は3.5名で稼働しているということになります。

長々となってしまうので申し訳ないですけども、これが委託相談の現状というところで。委託が大変ということではなく、やはり地域の資源が足りないというところで、結果、委託が大変ということにもなるんですけども、緊急の体制の整備というところを今年こそ進めていけたらと思います。

(新崎会長)

はい、ありがとうございます。前年度の時もお話されましたように、各リージョンに、委託相談が増えたということで、身近な相談と言うのが増えたということで、かなり件数が、対応が大変になってきているという報告だったと思います。資源の不足、それから、人材の不足というところで、対応困難なケースが多いということで、今ご発表頂きましても実に多岐に渡るような課題があるというご発表をいただきました。それからあと、日常生活自立支援事業につきましては前回お話いただいたので、社会福祉協議会と事業団、それから各課でまたお話をお願いするということもお願いしていたと思いますので、その辺また、実体化させていただけたらと思います。それでは続きまして、ケア連絡会・当事者中心の会の地村委員、よろしく願いします。

(地村委員)

すいません。公募委員なんですけど色々担当してまして、報告させていただきます。ぱあとなあの地村です。まずですね、お手元の資料17ページの所になりますけれども、地域別会議とケア連絡会の報告をさせていただきたいと思います。

地域別会議というのは、東大阪市の西・中・東のエリアの相談支援に携わっているような福祉事務所とか保健センターとか、相談支援の事業所とか、コミュニティソーシャルワーカーさんとか、地域包括であったりとか、そういった色々な方が集まって作っているネットワーク会議です。それらの会議の集約を2ヶ月に1回ケア連絡会の方でまとめさせていただいて、自立支援協議会運営委員会とリンクしているような、会議になっています。では報告させていただきます。

まず地域別会議から、西側の地域の報告ですけれども、サロン形式と事例検討を含めて8回の会議が開催されました。西地域は事業者数が本当に多いので、なかなか1か所にみんなが集まるということがなかなか難しく、前年度はリージョンごとに分けてですね、開催するなどの工夫をして開催されてきました。事例検討は、指定特定と相談支援事業所から事例を提供していただいて、有意義なやり取りをさせていただきました。2月には先ほどから出ています、東大阪市の新しくできた支給決定ガイドライン読み合わせなどをさせていただきました。

続きまして真ん中の中地域になりますが、中地域では10回の会議をやってきて

いるんですが、そのうち半分くらいはミニ勉強会みたいなことをさせてもらいまして、コミュニティーソーシャルワーカーの役割とはどういうことなのかとか、介護保険の勉強会、日常生活自立支援事業の勉強会、発達障害についての勉強会、それから地域防災についての勉強会などを行ってきました。後半は東の地域で元々サロン形式という普段あまりテーマを決めずに集まった人たちがざっくばらんに日ごろ感じているような悩みとか、地域課題などを出し合いながら時間を過ごすというような非常に有意義な時間の形式の会があるのですが、そういったものを中地域でも取らせていただいて、参加者が自由に気になるテーマを出し合って、今後の取り組みのヒントなども見えてきたりして、好評な時間を持つことができました。今後は当事者の方に話をしてもらおうような企画を考えたり、事業所や担当者とのトラブルの多い利用者家族さんへのサポートを何とかならないか、というようなことのサービスの使い方について実際に当事者を呼ぶ勉強会があってもいいのかもしれないなというような意見とかも出てきております。

次に東地域ですけれども、地域別会議とこのサロンの形式の会議を隔月で実施していております。地域別会議では研修会や施設見学、事例検討、振り返りなどをやってきております。抱え込み型の多問題ケースという、1つのケースに出くわすと家族の中にも色々問題が見えてくるといって、そういった顔の見える関係構築のためのグループワークも行ってきました。指定特定を対象としたサロンを開催していますが、なかなか、毎回参加されている事業所と全く参加できていない事業所などそれぞれの地域も同じですが、あるので、今後そういった周知方法も再検討していきたいなという意見が出てきています。

続きまして、その地域別会議を踏まえての、偶数月に1回やっているケア連絡会のご報告をさせていただこうと思いますが、昨年も6回開催しました。サービス等利用計画の進捗状況を障害者支援室と子ども見守り課さんから毎回資料提出いただいて、新規ケースの増減がどれくらい増えてきているのかとか、計画相談の達成状況などについても共有してきました。これも昨年度とかもずっと言ってきましたが、なかなか東大阪市の計画相談の対象となる当事者の数って非常に多くて、児童でも千人を超えていますし、大人の方も5千人を超えてきて、東大阪市内、本来は相談支援事業所の相談員がついて介護保険で言うケアプランのような計画を立てなければならないというような人が6千人を超えるようになってきているんですけれ

ども、実際市内には、それを立てられる事業所っていうのが60事業所弱くらいになってまして、やっぱり担い手不足ということもありまして、子ども方はほぼ100%に近い計画を作りながら支援に繋いでますけれども、大人の方はですね、40%の前半を緩やかにこの1年間も伸びてきているというような状況で、毎月新規のサービスを利用したいという方が増えて来ており、今年間100名を超える方というのが増えていっているというような実情にあります。そういったものを共有しながら、先ほどの各地域別会議の情報を共有したりというようなことをしてきました。今年度はですね、地域別会議からケア連絡会に上がって来た項目を、意見や課題にカテゴリズし直していきながら、運営委員会に提出し、運営委員会から回答をいただき、昨年度ですね、昨年度は委員会から回答をいただけてきました。その中でも支給決定に関する内容に関しては、つい最近市役所のホームページ上にもアップされていますのでもしお時間あれば見ていただけたらと思いますが、その、作成されました新しいサービスの支給決定のガイドラインに盛り込まれて、この協議会と運営委員会の中でも報告を受けてきました。この支給決定のガイドラインについてはですね、できて良かったという事ではなく、それをまたみんなで見て活用していきながらですね、今後色々な支援員の方や当事者の方から色々なご指摘を受けてそれを拾っていきながらそれらの意見を集約し、今後このガイドラインのバージョンを上げていけるように、運営委員会に報告していきたいと思います。地域別会議とケア連絡会の報告は以上になります。

(新崎会長)

続いて当事者中心の会もお願いします。

(地村委員)

続きまして、当事者中心の会の報告を引き続きさせていただきたいと思います。資料的には18ページから26ページまでの報告になります。21ページからパワーポイントのスライドが載っていますが、それらの説明文が18ページから、みたいなところだと思いますので皆さまよかったら21ページからのスライドを見ながらご報告を聞いていただけたらと思います。

まず初めの部分ですけれども、立ち上げの経緯等々についてもし初めてこの協議

会の方に参加された方とか、どういう経緯で今があるのかとか分からない方もおられるかも知れませんので、そういうのも踏まえて経緯を書かせていただきました。もともとこの、僕たちの協議会というのが平成19年の1月23日に全国に先駆けて立ち上がりまして、でも、なかなか障害者のことを考える場なんですけど、肝心の障害者がほとんど関わっていないという状況でした。そこで僕たちが自分たちで自分たちのことを話し合える場所が欲しいなということで今から4年前にこの活動が始まりました。参加者は東大阪市内の当事者が今約10名ほど集まって活動しています。種別的には知的障害、身体障害、高次脳機能障害、精神障害、発達障害などが集まって活動しております。昨年1年間ですね、通常会議4回とフィールドワーク2回、活動をしてきました。主に地域防災について、ということと、バリアフリーに向けた取り組みについて取り組んできました。スライドでいうと23ページあたりからのところですが、地域防災のことについて昨年はですね、地震とか台風とか大阪でもたくさん被害があった年で、改めて僕たちもそういったことに嫌でも向き合わなければならない年やったんですが、この非常に大きな台風上陸によって、市内すべての一時避難所が東大阪も開設されるという事態になりました。結果、これまで避難所に避難したことのないような方も避難経験を良くも悪くもされるということになりました。しかし、やっぱり障害者の避難者は少なかったということを一方向では聞いていまして、それはどういうことかなあと、避難する必要がなかったのか、それとも避難所へ避難することができなかったのかという。避難した当事者は、実際避難所に1人で行ったのか、誰かに連れて行ってもらったのか、どうやって避難所に行ったのかとか、避難所では実際不便なくすごせたのかな、というようなそんな意見が出てきまして、地域の避難所のことや防災に向けた取り組みについて自分たちで調査していこうということになりまして、昨年の夏ですが、この近所にあります玉川小学校に見学に行かせていただいて、市役所の方と同行しながら、実際、体育館とか、校舎の各教室であるとか、トイレであるとか、こういった備蓄品が倉庫に置かれてるのかなど、色々説明を受けながら見学に行かせてもらいました。実際見学に行った当事者の方々の感想としましては、非常に暑い夏の時期でしたので、体温調整が難しい当事者やったら、夏の体育館はキツイんちゃうかなあとか、人工呼吸器とか電動車いすを使っている人とかは、避難所って停電していたら自家発電の機能それぞれあるのかなあとか、車いすの利用者とかができる

ような、使えるようなトイレとかも十分整備されてるのかなあというような意見が出ていました。過去の東日本大震災や熊本地震などにおいても、障害者の避難所への避難がうまくいなくて自宅で過ごした、または避難所へ実際避難したけども、避難所がバリアフリーでなくて、トイレや他の避難者とのトラブルで結果的に避難所から自宅に戻るか、外に置いている車の中で過ごすというような声とかも沢山聞いています。現に去年の地震や台風による停電で東大阪に住んでいる僕らの仲間もですね、実際自宅のマンションのエレベーターが動かなくなって、一步も外へ出れなくなった方という方もたくさんいて、電気の復旧に、早い人はその日のうちに復旧されていまして、あくる日になってもまだ復旧できてなかったという方もいて、実際の地域で多くの方が今自立生活されていますので、そういった方が災害起こった時にどうするのかということは非常に重要な問題だなあということを感じています。東大阪では大規模災害に備えて、避難行動要支援者名簿への登録を呼びかけて、高齢者や障害者など自力で避難することが困難な方については、地域の方々による安否確認や避難支援に役立てるような取り組みもなされていますけれども、名簿登録をしている方からも、昨年地震や台風あった時に、直接電話とかあらへんかったけれどもあれはどんなふうに使われてるのかなあというような意見も聞きます。避難所見学や当事者の方からの意見を踏まえて色々僕らなりに課題も見えて来ましたので、僕ら当事者だけじゃなくて、誰にとっても災害時は大変ですので、今年度も引き続き地域防災について取り組んでいきたいと思っています。

もうひとつの取り組みの柱として、バリアフリーに向けた取り組みというものを、スライドでいうと25ページから26ページあたりの資料の所のような取り組みをしてきました。今年はいよいよラグビーワールドカップが近づいてきているわけですが、僕たちの会では発足当初より、花園ラグビー場の改修工事に向けて現地調査を行って、当事者の意見を提起していきまして、去年の11月に改修工事を終えて綺麗になった花園ラグビー場の見学の場を支援室の方に作っていただきまして、一緒に見学、当事者の方と行ってきました。実際に新しくなったラグビー場を見せてもらって、僕らも改修工事に色んな意見提起してきたんですけども、大きな部分いくつか紹介しておきますと、1箇所しかなかったエレベーターが2機に増えていたりとか、今まで3階とか車いす席があったエリアにしか車いすトイレ無かったんですけど、それが各階に車いすでも使えるトイレ、全てのトイレにそういったものが設

置されていたりとか、後は車いすの観覧席が以前は20席しかなかったんですが、このワールドカップとかに向けて、最大ですね、110名の方が観覧できるような状態になるように改修していただきました。車いす観覧席の方の席が、前のお客さんが立ち上がった時に、よく僕ら背中しか見えなくなるみたいな状況がよくあるんですが、そういう時に座席の高低差を考えて作ってほしいということについても今回考慮いただきまして、車いす席の前の席というのがちょっと低い位置に、高低差つけていただいて、前の方が立ち上がった場合でも車いす席からの競技場・フィールドが視界良好で見られるというような工夫もされました。後は場内の案内表示など、知的障害の方が見てもわかりやすいようにしてほしいなあというようなことについては、場内の壁とか柱にですね、これ、なかなか文字わからない方もおられますので、そういう方向けに、トイレはここですよ、売店はここですよというような、わかりやすいようなイラストによる、サインによる表記というものが至る所に描かれるようになりまして、以前に比べたら大分、わかり良いような競技場になったかなと思っております。次に、文化創造館、新しい市民会館も、東大阪市この9月にオープンするわけですが、こちらの建設についても、この協議会の場でも何度か意見させていただいてきましたが、当初、特に大ホールと小ホールの車いす席の数のことについて、色々意見言わせていただいてきました。元々1500人の大ホールに、車いす席が14席で、300人の小ホールに車いす席は4席っていう、府の条例であつたりとか、色んな基準の法律は座席数クリアしているんですけども、新しい文化創造館を一旦今回建設されたらですね、それをまた何十年と利用するということを見ると、今後の高齢化の部分とかこれだけ地域で障害者の方が自立生活されているということを見ると、やっぱりそれだけの座席数ではなかなか、いざ使いたいときに使いにくいんじゃないかなあというところでちょっと僕らは悩んでました。最近では、災害時などの緊急のことを考えて、消防法とかがややこしくて、なかなか座席無かったら通路で見たらええやんかというようなことが容易にできにくいような時代になってきていますので、そういったことを考えると、僕たちは車いす席1席でも増やしてほしいなあということをこの場でお願いして、立花副市長とかの方にも色々その辺考慮いただけるようなコメントをいただけてきました。また今回の意見提起では、何も僕たち車いす専用の席を作ってほしいということではなくて、車いすの人が集まらんかった時には一般の方もその空間を利用できるよ

うに、その空間が無駄にならないような、可動席というような工夫もできますか、というようなことをやってきた結果としてですね、大ホールは14席にプラス7席の可動席をつけていただくことができまして、小ホールについては4席のところをプラス4席の可動席を、建設が始まった途中での変更事で非常に苦慮いただいたと思うのですが、こちらで意見言わせていただいたおかげで、そういった部分よくしていただけました。中心の会としましてもですね、言わなかったら最初の14席、4席のままだったので、言う事によって、結果14から21席、4席から8席という形で、少しでも増えて良かったなあということで確認し合いました。

今後ともそういった意味で当事者目線での防災とか当事者目線でのバリアフリーに向けた取り組みという部分を、活動していきたいと思いますので、みなさんよろしくをお願いします。すいません、長くなりましたけど以上です。

<質疑応答>

(新崎会長)

ありがとうございました。地域別会議につきましては、他職種連携というところで、他の専門職の方々と学習されたり、ネットワークづくりをされているということ、聞かせていただきました。それからひとつ、この全体会のそれと自立支援協議会の成果として、ガイドラインということこれから活用していきたいというご報告でした。それから、当事者中心の会の中では、そういう当事者の視点で、やはり提案していくということが具体的なところに広がって成果があったというご報告をいただいたわけです。他にご質問とか、ご意見とか、ぜひお聞かせいただきたいんですけども、いかがでしょうか。ぜひ、遠慮せずに、会長が指名するより、皆さんでお声いただいた方がありがたいんですけども、いかがでしょうか。何か相談支援のところ、今、湯村委員からもお話されましたけれども、いかがですか。

(新崎会長)

では今井委員、よろしくお願ひ致します。

(今井委員)

質問になるのですが、最初の運営委員会報告にもありますけど、地域生活支援拠

点の整備という事があると思うんですけども、そういう話がありまして、来年度は整備していくということですけども、どういうものか具体的にどういうものかハッキリ知らないのですが、具体的にこういうもので、来年度どういうものにするのか教えてください。

(湯村委員)

地域生活支援拠点については、森課長の方からご説明いただいたほうが。

(障害施策推進課 森課長)

では、事務局になりますけれども、障害施策推進課より、お答えさせていただきます。地域生活支援拠点の整備ということで、国の方で、平成32年度までに各市町村に、施設という言い方が適切かはちょっと分からないんですけども、1か所設けるというふうなことになっておりまして、それが何かと言いますと、5項目を整備しなさいという風に国の方は言うておりまして、まずひとつが相談機能の強化、2つ目が体験機会の場を作る、3つ目が緊急時の受け入れ対応の強化、4つ目が専門的人材の確保要請、最後が地域の体制づくり、というこの5項目を地域でどういう形でも良いので整備しなさいというようなことが地域生活支援拠点という事になっています。

(新崎会長)

よろしいでしょうか。あと、何かご質問とか。これはレピラがやるとかいうことではないんですか。すみません、僕はまだ全く、障害福祉というのは分からない状態なんですけれども。

(障害施策推進課 森課長)

東大阪市では、地域拠点のプロジェクトチームというふうに検討会議の場を持っているんですけども、その中では東大阪市を1つの面として、面的整備で、1か所にドンと何か作るのではなくて、それぞれの所に協力していただいて役割分担した中で整備を促進しようかなというふうに考えております。

(新崎会長)

なるほど、大きな箱モノを作ってしまうという従来形式ではなくて、それぞれが特徴を持って連携型でやっていくっていう、その方がコンパクトで機能的やということですね。はい、ありがとうございます。いかがでしょう。何か。そのことでも結構ですし、それからあと、今お話しいただきました、地村さんからご報告されました、地域別会議、それから当事者中心の会というところでも結構なんですけれども。よろしいですか？また、後のご議論の中で、できたら、宮田さん目が合ったんで、もしよろしければ。

(宮田委員)

意見ということで。今、面的整備の関係にもなってくるかと思うんですが、先ほど相談支援の方からご報告いただいた緊急時の短期入所の調整ですね、これがやっぱり相当、事業所の立場から言っても緊急の退院の調整というのは非常に苦慮するようなケースが非常に多いので、そこにさらに市全体で緊急の場合の調整をどうしていくかという、これしっかりと今後、議論していく必要があるんだろうなと、というふうなことを先ほど聞いて思っておったわけでございます。一応、意見としてご理解いただけたらと思います。

(新崎会長)

はい。ありがとうございます。ご質問でも結構ですしご意見でも。よろしいでしょうか。また後で議論する場がありますので、今は良ければ次に進ませてもらおうと思いますけれども。よろしいでしょうか。

<各部会長からの報告>

(こども部会 事務局 基幹相談支援センター 児玉)

平成30年度のこども部会の報告をさせていただきます。私、部会の事務局をしておりました基幹相談支援センターの児玉です。昨年度、部会長だった第一はばたき園の唐渡園長が、昨年度末で定年退職されたため、代わって事務局から報告させていただきます。資料集は27ページからとなっております。

昨年度は、学校がある時間帯に放課後等デイサービスに通っている児童にスポッ

トをあて、ケーススタディをしてきました。相談支援事業所や支援学校の方から、不登校の時期もあったけれども、再び登校できるようになった事例を挙げていただき、共有しました。福祉・教育の関係機関のみならず、医療機関とも連携して支援に取り組んだ結果、うまく行ったという内容が多かったです。それぞれのケースの背景も状況も様々で、支援の形も各々違いましたが、共通して言えることは、子ども本人の意思を尊重し、周りが急ぎ過ぎたり動きすぎたりしないこと。各機関の役割分担を明確にすること。保護者には相談する力を身につけられるようにサポートすることなど重要であることが確認できました。

今年度の具体的な取り組みはまだ決定しておりませんが、本日の議論やケア連絡会及び委託相談支援センター連絡会等から上がってきている課題の中から、運営委員会でも協議したうえで今年度の部会運営をしていきたいと考えております。部会長並びに部会メンバーにつきましては、取り上げる課題によって再考する予定です。以上で報告を終わります。

(新崎会長)

ありがとうございます。学校教育と福祉というご意見が出たと思いますのでまた検討できたらと思います。ありがとうございました。続きまして地域生活移行部会報告の和泉委員よろしくお願い致します。

(地域生活移行部会報告 部会長 和泉委員)

それでは地域生活移行部会のご報告をさせていただきます。部会の運営方針としましては32ページに書かせていただいている3点です。定例会議を年3回、全体会議を年2回開催しています。全体会議は8月と2月です。参加者については書かせていただいている通りです。全体会議の内容としましては、大阪府の地域精神医療体制整備コーディネーターより事業説明及び現状報告、地域移行フロー図に基づき、今後の東大阪での地域移行の進め方を検討、入口機能として地域生活移行部会に地域移行・定着ケース検討ワーキングを設置し、知的・精神の地域移行に関する具体的な取り組みの実施をするということに取り組みました。

まず地域移行の現状についてです。東大阪市の施設入所者数の推移ということで東大阪市障害者福祉計画からデータを出しています。自立支援法が平成18年から

スタートしていきまして、計画第5期ですが入所者数を削減するという国の方針に則る形で計画を立てられているのですが、実態としてはなかなか入所者数の方が減るということにはなっていない状況です。施設入所支援の課題として下にありますが、平成26年までは見込み量を達成できていたのですが平成27年度からはできていない。移行者数の中に有期限の入所施設退所者数もカウントされている。入所施設から入所施設へ移った場合も移行者数としてカウントされているのでカウントする定義が明確でないということで国の資料と同様です。東大阪の地域移行の実態の移行者数として第3期第4期福祉計画の両方、それぞれ未達成ということになっております。そこで地域移行の実態調査というのを大阪府が平成29年に実施されたのですが、府下4300人の入所者に意向調査がなされました。東大阪の方は16名が入所施設でなく地域で暮らしたい。16名のうち基幹相談の方が中心になって移行の希望確認を再度行かれた中で10名の方が移行希望があるとのことで、この10名の方のを中心にして基幹相談と行政と部会のワーキングで検討していくということで昨年度からワーキングが始まっています。

次のページですが、グループホーム利用者というのは全国で見た場合どれくらいなのかということですが、実は入所施設者数とほぼ均衡していきまして、もうあと1～2年でグループホームに入居される方のほうが施設入所者数を超すと言われていきます。このデータですが、施設入所者数が12万9千人、グループホームの方が12万人ということで、国の政策通りグループホームがかなり伸びてきておりまして、今後は地域生活がベースになっていくということのこの数字が具体的な現われかなと思います。地域生活移行ワーキングについては37ページの上の段のフロー図というのが地域移行部会の方でずっと検討してきた中で、総意として出ていきまして、運営委員会のほうでも諮っていただいてこれを全体で取り組んでいこうと、図は見にくいのですが。これに則った形で、36、37ページそれぞれ下段にある地域生活移行部会のワーキングということで動きはじめました。知的のほうですが、大阪府から上がってきた先ほどの4300人の調査の結果、移行済みの方や移行予定の方を各福祉事務所と基幹相談で面談を行うということでこれは実施が終わっています。その報告と具体的に地域移行をどう進めるか検討ということで基幹の方を中心にしていただいています。福祉事務所への、入所施設への入所希望の相談も情報共有しながら地域で暮らせる可能性を模索する。当面、大阪府調査で地域移行希望の

あった2名のケースを進めるということで去年の後半から具体的話になっていました。今年からもう少しどこかのグループホームに引き受けていただくという話になっています。次の38ページにいきまして、ワーキングを通して見えてきたことということで、地域移行を進めていく際に、グループホームを含めた生活の場が社会資源として不足しているということ、先ほど湯村委員もおっしゃいたように、社会資源が不足しているのはどの事業においても不足しています。入所施設希望者など早い段階で情報共有する場ができたことで、地域生活継続の可能性について検討ができていく。これは何かというと福祉事務所のワーカーがグループホームは軽度の人しか入れないですよという認識をずっと持たれていたようで、東大阪には実は重度の人もたくさん入っているということをそのときに共有ができてきたということで、重度の人が入所施設に入るのではなくて地域のグループホームという選択肢もあるということを福祉事務所の方にも分かっていただく中で入所施設希望ではなくてグループホームの情報提供もできてきたなと思っています。福祉事務所が入口機能を果たしていく上で、地域の実情であったりグループホームの空き状況などの情報共有ができる場となる。

定例会議の方は年4回開催しています。書かせていただいている通りです。定例会議の中身としては、近況報告等々、情報共有が主になっています。次の40ページを見ていただくと、東大阪のグループホーム入居者の実態調査ということを見せていただいています。細かく説明すると時間がかかりますので、上の段の下の回答数という所を見てほしいのですが、現状グループホームは128か所、入所者数は581人ということで実は平成17年にグループホームの実態調査をしたことがありまして、その時はグループホーム入居の方は東大阪では168人でした。それがここ13年ほどで581人になっているということは先ほどの全国のデータとも同じように推移しているかなと思います。40ページの下段ですが、これは平成25年と30年の数値の比較をしています。点線で囲んでいるところが区分の割合が大きく変動があったところです。区分3の方が5年前から実際に減っている。区分5の高い方が実は増えている。これは何があったのかというのは、認定調査の方法が変わったということが一つ見えてくると思います。次の41ページですけども、各区分別の全国との比較ということで、東大阪はすごく重度の方が住まわれているというのをよくあちこちで言っているのですが、実際に全国のデータと比較した場合

どうなのかということで比較しています。棒グラフの左側が全国で右側が東大阪です。例えば区分2でいきますと、全国が21%、東大阪が8%、区分3でいくと全国が25%、東大阪が15%、区分4、5、6になると実は全国よりも東大阪のほうが高くなっています。区分5の方を見ていただくと全国は12%なのですが、東大阪では24%、区分6の方でいうと全国は9%ですが、東大阪は29%。数字のこういったエビデンスからも東大阪がいかに重度の方に手厚くグループホームの政策をやってきていただいているかということをお分かりいただけるかなと思います。

43ページの次年度に向けてということで、地域移行定着システムフロー図を元にした地域移行会議の開催、地域移行希望者の情報収集ということと、グループホームの実態と現状把握をし、課題の取り組みを情報・意見交換を行う。グループホームを中心とした地域生活基盤の構築を目指すということと、入所施設や病院からの地域移行の方針ということで3期、4期と地域移行の障害福祉計画の数が達成されていけませんので第5期はできる限り達成できるようにということで部会の方でも取り組んでいきたいなと思っています。以上です。

<質疑応答>

(新崎会長)

ありがとうございます。きめ細かい情報を出していただきながらご報告いただきましてありがとうございます。ひとつ聞いてもいいですか。36ページのデータでいきますと全国の場合、平成17年の施設入居者数とグループホーム利用者数を単純に足すと18万人なのが平成30年には24万人。ということは重度の在宅の方が減ってグループホームに移行したい、と考えたらいいのですか。それとも単純に障害のある方が増えたということですか。

(和泉委員)

両方があるのかなと。グループホームの数が増えてきて、例えば北海道なんかですと、ある町は入所施設をなくそうということで、地域にグループホームを作ってそこに住めるような政策を打ち出されたりしていますし、一番大きな部分でいきますと、国が17年度に立てた目標でグループホーム利用者を10年後に10万人にするという方針を打ち出されていまして、その部分にかなり国のでこ入れとい

うのは報酬のベースの部分でもあるのかなと思います。あとグループホーム自体が作りやすくなったというのがあるのかなと思います。

(新崎会長)

ありがとうございます。特に東大阪の場合は重度の方がグループホームで生活できるような努力をしていただいていることですね。我田引水になりますけど、地域福祉という文脈からみると地域生活移行を考えていく時にやはり受け入れる地域の方々の意識ということもしっかりと考えていくことも必要だと思いますので、そういう意味でいうと社会福祉協議会とかレピラとの協働ということもますます必要になってくるのかなと思って聞かせて頂きました。ありがとうございます。今二つ、こども部会と地域生活移行部会からご報告いただきましたけれど、ご質問、ご意見等ありましたらぜひ聞かせていただきたいのですけれどもいかがでしょうか。

<質疑応答>

(新崎会長)

中西委員、地村委員よろしくお願いたします。

(中西委員)

こども部会の方で参加させていただいていますので意見させていただきます。

皆さんに協力をお願いしたいのですが、30ページを見ていただきまして、議題に上がっているのが、学校に行かずに放課後等デイサービスに来ている子どもに着目したアンケートなのですが。見ていただいたら、数字だけなんですけれども地域の学校の子どもさんがほとんどになっている、ほとんどといっても(「所属」の地域の学校が)27と(支援学校が)3なので。地域の学校の子どもさん達が、学校に行かずに放課後等デイサービスに朝からや昼前位から来ているという状況があるというデータなんですけれども。それをどうしましょうという話を具体的にしていかないと、事実だけ見つけてそのままなんとなく暗黙の中でというか、対策を。

(新崎会長)

中西委員、それは状況というか色々あると思いますが、子どもさんが人間関係が難しいとか、理由とかはあるんですか。

(中西委員)

そうですね。原因もありますが半数以上が対人関係、これもすごいデータですが、小学校1年生の子どもでも登校拒否が出ていますので、そういうのとかも含めて学校教育と福祉が連携しないといけない最たるものなので、ここをしっかりとこういう場所でないと協議できない、福祉だけで考えてもだめですし教育だけで考えてもだめなので、連携してやっていくというのをやらないといけないなと思っているので、ぜひ皆さんで協力してもらいながらやっていきたいなと思います。

(新崎会長)

さきほど事務局の児玉さんから、こども部会の委員をこれから考えていくという時にお忙しいかもしれないんですけども、学校教育の先生方とか主事の方とかに来ていただくとか。

(中西委員)

もともと入っていただいて、たくさん来ていただいておりますので、あとはどうしていくのかという具体的な対応策の検討が必要かと思います。

(新崎会長)

そのへんはいかがでしょうか。今話し合っていく中でこんな議論があったとかご意見もしよろしければお聞かせいただければと思うのですけれども。

(岩本委員)

さきほど中西委員がおっしゃったように福祉の観点から、あと学校教育の観点から色んな方向から支援をしていく必要が必ずあると思っています。こども部会でも指導主事が参加をさせていただいておりますので、今後引き続きもっと密に連携を取っていった一人でも多く学校に登校できるような状況を作っていきたいなと思っています。その部分についてはまた帰ってから担当指導主事のほうには伝えておき

ますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

(新崎会長)

ありがとうございます。いかがでしょう、あと何か。

(新崎会長)

はい、地村委員。

(地村委員)

2つあります。1つはですね、学校教育の部分で小中学校の障害のある子たちの中で、高校生になってサポートしている学生が何人かいるんです。中学3年生から高校1年生になるときに一般の公立高校を受験されている障害学生がいて、合格発表は3月にならないとわからないので、そのあとに公立高校での学校生活についての相談受けるんです。タイトで時間がなく4月の入学までに体制組んでくれないかと公立高校からお願いをされるんだけど、そこで初めましてという学生が多く、中学2年生であるとかもう少し早い段階で将来高校進学を目指すような段階で何かしら学校に内で支援が必要だと言う子があれば早めに相談をいただけるのであれば、結果受験に合格しないといけないということはあるが、下準備として合格したあかつきにはどのような事業所の方に協力いただいて学校へのサポートをどのようにできるのか余裕もって考えられたらいいなど。支援につながっていない学生につながってもらえたら。

(新崎会長)

予防的支援というところですよ。何か大きな問題があるから相談するのではなく、進路が2年後3年後にあるというのがわかっている段階から一緒に考えていくような仕組みが必要と。

(地村委員)

じゃないと4月入学迎えてしまうとかわいそうだな、その子の支援体制整わないまま始まってしまふとかわいそうだな。2点目は地域移行の部分で34ページ・3

5 ページのところで、地域移行の計画は福祉計画に基づいて30名とか40名地域移行の目標数値通りになっていない現状なんです、もう一方での施設入所の数というのがどうしても計画以上に非常に多い人数の方が毎年のように入所に行ってしまうという現状があってもう少し入所を希望される方々の年齢層であるとかなぜ入所しなければならなかったのかというような理由をもう少し資料として出してきていただきながら、先ほどから出てきている面的整備とか地域生活の拠点を作っていくのかということに何の社会資源が足りないのか、結果として入所せざるを得ないのかを合わせて考えていけるといいなあと思っていまして、もし可能であれば、施設入所している方々の情報のもう少し細かい年齢の内訳やどうして入所しないといけなかったのかという理由であるとかそういったものの情報を会議の場に出してきていただけたらなと思います。

(新崎会長)

よろしいですか。要望という形で。それでは、ごめんなさい、僕の進行の不手際で時間が押しているのですが、それでは続きまして暮らし部会、権利擁護部会の順でお願いしたいと思います。それでは暮らし部会の乾委員からお願いします。

(暮らし部会報告 部会長 乾氏)

暮らし部会長の乾です。東大阪支援学校の教員を本職はしております。暮らし部会が12年の中の10年前からできましてそのときから以降部会長をしてきました。44ページにまとめは書いています。その中でも特に今年度の方針関係にしぼって話をさせていただきます。

1番ですけどもこの2年間で移動支援のガイドラインとそのQ&A、重度訪問介護の病院内利用と入院時コミュニケーション支援についての整理、特に昨年度完成した福祉サービス支給決定ガイドラインが完成したという形で、当事者が利用するサービスほぼすべてに渡って、当事者も福祉事業者も相談支援事業者も且つ行政も共通のテーブルにつけた共通のベースで論議ができる土台ができたという非常に素晴らしいことだと思います。認定給付課と暮らし部会とが協力し合いながらその編集にずっと協力してこれたというところを誇りに思っています。ガイドラインを、今後もいきいきと活用していくために今後それらの文書の年次更新のシステムを作

っていけないといけないというふうに考えていて、1年間やってきてここだけ修正してもらえないかと、また1年間やってきてこの部分だけを変えてもらえないかなということ常を常に答申していくシステムでないと中身はあかんようになっていくのではないかなと、その柱に暮らし部会はなっていきたいと考えています。

2点目は高齢福祉との連携。なかなか進められてこなかったがケアマネ連絡会との連携ということで非常に盛り上がった。いろんな論点いろんな話題がすごく出たんですが、その後暮らし部会で反省会をしていて、それを踏まえて高齢福祉と障害福祉がどう連携していくかという糸口がほんとにつかめたのかというと、まだはっきりしない部分があるなという総括になってしまっています。障害者の側から高齢福祉との連携を考え出したのは、共生型サービスということ国が言い始めて、障害の側からも高齢の側からもしっかりと乗っていくという形が地域でも作られて行かないといけないのではないかと。障害の側からすると高齢が持っている豊富な社会資源、高齢の方ではその社会資源余っているところがあるのではないかという感じがあって、ショートステイ1つとっても高齢のショートステイはいつでも使える感じがあるが、障害のショートステイはほとんどどこ行っても満員でなかなか調整してもらえないという感じがあるので、そういった高齢が持つておられる社会資源の、余っている分と言っては変だが、もっと障害の方から利用していけないのかなとそんな問題意識で高齢との連携を考えている。そこを考えていくには地域包括との連携が必要ではないかということが一定の方向性として出てきています。暮らし部会にも地域包括の方に入っていて、そのあたりの協議をしていきたいと考えています。

3つ目、ポスト放デイと書きましたが放課後等デイサービスができて、7年経つがその7年の中で支援学校の帰りのバスに乗る人はほとんどいない状態になっている。みんな帰りは放デイの車で迎えに来て帰る。でも放デイは18歳の3月31日までしか使えない訳で卒業式が終わって、3月31日までは使えるが、4月1日その子供たちが生活介護や就労継続支援B型行く等いろんな形で18歳以上の方を受け入れる事業所に行ったら4時から4時半に終わってしまう。放デイの時代は学校が3時過ぎまであり、それから放デイに行くと長い子で7時、早い子で5時半ぐらいという形でそのタイムロスとかちゃんと親が面倒をみるよと言われてそうですが18歳超えてますからね。18歳超えてからの方がサービスの支えが弱いとい

うような逆転現象が起こってしまっている。逆に子どもの時代が手厚すぎると言ってしまうえばそれまでだが、実際には者になったのにサービスの支えが弱くなった、その部分を何とか、東大阪市は居宅の使い勝手が非常いいですし、移動支援の使い勝手も非常にいいので、すごく支えられている部分があるんです。1点だけ、日中一時支援だけ短期入所を持っているところしかやってはいけないという設置基準がある。これは大阪府の市町村の中で9市町村しかないその1つに残っていて、ずっと指摘をしてきているところなんです。だからとってそれを解除してもらったからとって、そもそも事業費が安い日中一時をやる業者がそれほど増えてくれるかと言ったらそんなに増えてくれないのではないかという話もあるが、少なくとも今放デイが18歳で終わりになってしまうということを考えたときに、日中一時をもっと自由に使える若しくは設置できる条件を拡大していくことが非常に大きなポイントなっていますので、それについてはデータ整備も含めてより強力に進めていきたいと思います。

入院時コミュニケーション支援についてはできている制度でこれについては周知徹底・活用をもっとすすめていくということですね。医療的ケアについてはくらし部会のテーマとしてそればかりした年もあるが、この間全然課題分析もできていなくて、しかし児の方は国が音頭を取って市町村ごとに医療的ケアに関する協議会を設置しなさいという指令が出て、東大阪も作ったと聞いていますが、そこでの連携も含めて、医療的ケアは児だけの課題では決してないので難病の方も含めて、者にも、児は必ず者になっていくわけですから児の方が取り組もうとしている課題の検討について私たちも加えてほしいと考えています。

(新崎会長)

はい、ありがとうございます。続きまして権利擁護部会のご報告よろしくお願いたします。

(権利擁護部会報告 部会長 坂本氏)

報告させていただきます。昨年度は日常生活自立支援事業と車座ワークショップ啓発事業について主にやってきました。日常生活自立支援事業については以前からしていたのですが、さきほどのお話にもありましたように成年後見利用促進法とか

らめて話をした方がいいのかなと思いますので、今年でその話は権利擁護部会ではせずに全体で進めていった方がいいと思います。

そして車座ワークショップですが、差別解消法ができた年、そして翌年は1回ずつしたのですが、昨年度は3回、7月、11月と2月に中・西・東という所でさせていただきました。『ちょっと聞いて！私の「障害」（困りごと）』ということで、自立支援協議会の権利擁護部会と障害者支援室でやりまして、共催として当事者中心の会と一緒にさせていただきました。やはりこれは、当事者の人たちからもやって良かったという意見があります。そしてこれは東大阪市のホームページにもアップされていますのでこのような文章はまた見ていただけたらどんな意見が出ていたのかということが参考になると思うのですけれど、来年度はこれは権利擁護部会ではなく、当事者中心の会が中心となって障害者支援室と一緒にやってやるというふうに思っております。

今年度ですが、権利擁護部会としては、権利擁護部会で作って来たスキームといえますか、触法障害者の地域移行とか差別解消法のガイドラインだとか、虐待防止のフローチャートだとかそういう権利に基づいた所の情報と言いますか、進捗状況とかというのを聞かせていただいて振り返るということにしていきたいと思っておりますし、もしも運営委員会で課題ができた時にはその課題に合わせたメンバーを構成して権利擁護部会はやっていきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。以上です。

<質疑応答>

(新崎会長)

はい、ありがとうございます。2つの部会に対してのご質問やご意見をぜひお聞かせいただければと思います。時間は迫っておりますけれども、ぜひお聞かせいただければと思います。いかがでしょうか。

(由井委員)

いつもくらし部会は一生懸命に先生が発表なさっているお姿を聞いていて感心しているのですけれども、高齢福祉との連携は前からも仰っていてタグを組めれば、もしかして空いている資源を使っただけたりとか協力体制を作っていくことは

できると思うのですが、そこには長い道のり、こつこつしていかないといけないところがたくさんあると思うんです。そしてケアマネ連絡会というのはあくまでもケアマネの資格を持っている人たちの勉強する集まりということで、当然熱い思いを持っておられる方の集まりなのでそこから色々持ち帰ってということもあるかもしれませんが、もし本当にタッグを組んでいくのであれば、事業所のところとタッグを組んでいくということになると思うんです。ではタッグを組んでいくにはどうしていったらいいか。まず高齢者しか関わったことのない職員、介護にしか関わったことのない人達に対しての教育から始めていかないといけないでしょうし、地域包括支援センターやケアマネージャーということだけではなく、現場に対してどうしていくのかを考えていただかないといけないと思いますので、そのようなお気持ちをお持ちであれば出身母体に持ち帰ってそういったことをしっかりと話させていただきますが、そのようなことではないかと思いながら聞いておりました。また一緒に考えてもらえる機会をもっていただければ幸いです。

(新崎会長)

確かに障害者福祉と高齢者福祉で対応も違うと思うかもしれないし、委員がおっしゃるようにまずは高齢と障害が相互学習をし合えるような場を作っていくというようなご提案をいただいたような気がします。またその部分につきましては障害だけではなく高齢とも協議していただいて話し合いの場をご提案ありがとうございました。あといかがでしょうか。

(新崎会長)

ありがとうございました。各部会からの説明は以上になりますが、それ以外の地域課題についても、委員の方からご意見、感想などありましたらお願いしたいと思います。次第の5になりますが、地域課題の共有というテーマで2つ大きなテーマはお話にもありましたように高齢福祉と障害福祉の連携、もう1つは教育と福祉の連携・協働の2つがとても大きな論点になったのかなと思います。これまでも教育委員会と障害者支援室、事業所が連携を図りながら子供たちの取り巻く課題について議論していただいているところです。私も教員になる前、20年間肢体不自由児施設で進路の相談を先生の方々と一緒にさせていただいたりと本当にそれぞれの子

どもさんにあった支援の難しさと課題を少しは存じ上げているところですが、学齢期の子どもの不登校の問題とか、いわゆる不登校の原因もその子どもにある場合もあれば、ご家族の生きづらさというか複合多問題で学校に行きづらいという話もありましたようにいろいろな角度から支援ということを協議していかなければならないと思います。そういう立場から地域で担う事業所としてまた子供の支援に関わる機関としてそれぞれの立場からご意見をいただけたらと思うのですが。

(湯村委員)

どちらも大変重要な課題であるなど、私も高齢福祉との連携も意見させていただいたところではあるんですけども、不登校問題に関しましては、こども部会の報告にあったようにこれまでも教育側と福祉側とが同じテーブルについて一定理解を進められてこられたと思いますし、まだまだ進めていかないといけない部分が多々あるかなと思いますので今後とも障害福祉という切り口だけでは何ともならない部分ですし、教育というのも家庭の問題にどう立ち入っていいか悩まれている部分も多々あるのではなかろうかと思っておりますので部会等を通じて連携を深めていただけたらと思います。

高齢と障害の連携、先程由井委員に言っていたように、高齢介護の分野の現場の方は障害の人をどう扱っていいかわからない、法人内で高齢の短期入所に受け入れが可能なのか内部で相談をしたりするが稼働率そんなに空いているわけではなく90%以上している状況ですが、受け入れる枠として障害福祉が人手不足であるように高齢も対応可能なのかというところで、障害を積極的に受けたいということではないが、可能であるなら受けるよ、ただ体制をどのようにとっていくのかというところで相談の余地はあるのかなと思っていますし、現場の方に障害をどのように理解してもらおうのかというところを具体的に進めていけたらいいかなと思っています。障害の方のショートステイ、地域生活支援拠点の整備に関わって先程それはレピラが担うのか、いやレピラがすべてを担うのではないというところであるんですけども、一定レピラに期待される役割というのも大いにあるかなというふうに思っています。緊急の受け入れ先であったり医療型短期入所の稼働の状況であったり、体制が整わないというところで受け入れが難しいという事情の実態を教えてくださいましたらありがたいなと思っています。どういったことがあれば受け入れてい

ただけるのか人員の配置など何かクリアできればレピラでの受け入れが広がっていくのかを教えていただけたらと思います。

(新崎会長)

どうですか。

(和泉委員)

レピラの実態わからないのですが。ショートステイ部会の方で実態調査をした。市内の24か所事業所があり、17か所くらいから回答いただいています。レピラ・民間の社会福祉法人等から回答があったが、ほぼほぼ民間というのは90%以上の稼働率があるが、レピラは稼働率がすごく低かったように思います。

(施策推進課 森課長)

こちらで応えていいかわからないが、レピラの実績報告を見ていると、医療型短期入所はちょっと増えてきている、福祉型は稼働率半分以下だったように思います、職員の配置ができていないので受け入れができていないと聞いています。

(新崎会長)

そのあたりを高めていく努力を内部でご検討いただけるということでもいいですか。そのまとめ方でいいですか。

(坂本委員)

私は親なので、レピラが中心となるコーディネートするのはわかるんですが、これだけ機関があるのだからそこが協力しないと。短期入所のある法人は助かるのかもしれないけれども、小さいところにいる方は困るんですよね。相談支援からいろいろ話を聞きますが、計画相談だけでも大変なのに本当に必要な人が相談支援を利用できない状態であることも耳にします。親が急に亡くなってその人をどう支援しようかショートをどうつなごうかなど相談支援としてコーディネートするのはすごく悩ましくて一生懸命しているのに行き先がないというのをいっぱい聞くんです。

(新崎会長)

それは委託相談ですか。

(坂本委員)

委託相談とか計画相談とかもそうなんです。やはりこれだけ多いとその中で障害のある子のためにみんなが協力していかないと自分のところの事業所にいる人たちだけを守ってあげればいいというのではなくて、皆が協力しないときっと東大阪市は大変だろうなど。面的整備ですから、建物・器ではないですから、皆の事業所に期待するところがあります。

(新崎会長)

今の内容は内部でご検討していただければと思います。東大阪市には総合施設というか高齢と障害の両方をやっている法人はないんですか。何が言いたかったというと大阪府内では高齢と障害の総合施設というところで、そういった法人があったときにはそこがパイロットモデルとなりやっていくことがあるが、

(宮田委員)

同じ施設の中に住宅型有料があるところがあるが、障害者の日中通所施設の上に住宅型有料老人ホームが併設されているところがあります。

(新崎会長)

そういう法人があればそういったところで、具体的でも何か1つでも動かしていくということが大切かなと思って、ご意見を聴かせていただきました。

(中西委員)

株式会社ノーサイドから来ていますが、会長がおっしゃったことはうちの法人でやっていること、高齢者が住まれるところに障害者が住んでいることをやっています。東大阪市にたくさんあると思いますが、それを取りまとめるということを東大阪市としてやっていない。高齢のところで把握されていて障害のところまでやっていない。もし会長のおっしゃっていただいたところをされるのであれば、高齢介護

の方で話を聞いてもらえばわかるのかもしれない。

(新崎会長)

横の連携、障害者福祉と高齢福祉の連携という視点もみていけるといいのかなど、貴重な意見ありがとうございました。そろそろ時間ではありますが、1番最初にお話ししましたように、全体会は一つ一つの課題を解決するための場としてはなかなか難しいと思います。時間の関係もあります。2つの大きな方向性を議論していくことが大事だねとミッションについては共有できたと思います。1つは高齢福祉と障害福祉の連携・協働、もう1つは学校教育と障害者福祉という2つの点についてこれからまた全体会として大きなテーマとして考えていけたらと思います。それ以外でもきめ細かい活動であり調査をしていただきました。これについては運営委員会できっちりとしたビジョン、そしてアクションとして繋げていただける形でやっていければと思います。本当に進行の不手際で10分程度伸びてしまいました。本当にありがとうございました。先生方お忙しいところお時間を割いていただいて今回なかなかご発言いただけず深くお詫び申し上げます。

(新崎会長)

それでは、これにて、東大阪市自立支援協議会を終わりたいと思います。それでは事務局にお返しします。

(司会)

新崎会長、ありがとうございました。

今回の議事録につきましては、作成しだい各委員に送付させていただきます。

以上で、令和元年度第1回東大阪市自立支援協議会を閉会させていただきます。

本日はお忙しい中、ご出席いただき誠にありがとうございました。